

れる。当事者（利用者および家族）が必要としているサービスの種類や水準、手続きや提供の場所、方法等への意見や要望を把握することは計画策定上必要な手続きの一つでもある。なんといっても、当事者の目線から発想するということが最も困難な状況のもとでサービスを切実に必要としている立場から計画を考えることであり、そうでなければ改善の課題も出発点のところであまいなものになりやすいといえる。

また、当事者は計画のために協働の場に参加することによって、自らが情報の発信源となり地域の同じような状態にある当事者の潜在的ニーズを掘り起こし、サービスの利用意識を促すことにもつながるだろうと考えられる。

一方、行政の担当者・職員は住民の本当に必要としているサービスはなんであるかということを含めて住民の現状を知ることになる。そのために、市町村は住民に対し必要な情報の公開や住民の意見や要望が行政に反映するよう保障し、住民との合意形成を図る機能を開発するとともに地域福祉における住民の役割を明らかにし、その推進のため主体的かつ自発的な住民参加の道を開くことが必要であるといえよう。

（２）相互理解の深化から相互信頼関係へ

住民や当事者グループ、市民団体は計画の策定段階の前半において自己主張や行政・職員批判を展開するのが一般的だといえよう。しかし、他団体の意見や行政機関および専門職員の努力等を理解し、問題への本質や課題がどこにあるかを学びとるようになる。検討の過程にあっては厳しく行政と対立し100%対抗者としての『市民』となる場合もある。しかし、その過程を経て委員として参加した市民は行政と一般市民の媒介者、ネットワーク、協働の推進者となりうる。そして、行政の担当職員も次第に住民の「なまの声」に耳を傾けることを意識することになり、計画における公私協働によって行政と住民との相互理解が深化されていくことが考えられる。

協働・参加の場をつうじて「行政は住民の見方である」ということを住民側に知ってもらうことができるし、住民は地域の福祉問題・課題の現状を知ることになる。

そのために行政は計画の全過程においてその都度情報公開とともに説明する責任をはっきりと果たすべきであるといえる。現状を知らせることなしに、また参加の場・機会なしに福祉意識の高揚は期待できないといえるだろう。

計画の策定過程をとおして得られる相互理解と信頼の輪は、①住民や職員、②保健・医療・福祉および住宅等の関連分野、③高齢者団体と障害者団体というように幾重にも広がりを見せていくことになるだろう。とくに住民参加が職員参加につながると策定過程をとおして学習効果を高めることになり、これは職員によるサービスの内容の説明や現状分析自体が共同学習の効果をうみだし、見学や視察が協働、連帯の芽を育てることになるのである。

大友は、「計画の策定過程における共同学習や見学等は住民、当事者グループ、市民団体に新たな発見や感動の機会をつくり、自らの地域を客観化し総合的、全体的に計画を考える素材を豊富に提供する機能を果たす。住民参加は策定過程で関係者が相互に学びあい、自らの市町村における地域特性、生活文化に根ざした発想提言から相互信頼という新たなまちづくりの基礎をつくりあげていく」と述べている。³¹⁾

（３）福祉問題解決の共有と自治能力の向上

高田真治は老人保健福祉計画の課題の一つとして、「地域自治の試金石となるか否か」をあげている。ある意味で、老人保健福祉計画は自治体が自治を担えるかどうか問われているともいえるだろう。なかにはこの計画をきっかけに自治を確立しようと積極的に取り組む自治体もあれば、計画策定の義務を果たしただけにとどまる自治体もある。

「地方自治」は行政という団体自治と住民による住民自治との両輪が揃ってはじめて確立するものであるといえるが、地域福祉計画の推進は地方自治確立のための良い契機になるだろう。なぜなら、地域福祉計画は地域における社会福祉部門の「地方自治の再構築」であるといえるからである。³²⁾

住民参加はそれぞれの住民が地域福祉を自らの問題として受け止め、活動を展開することにつな